

くは虐待、拷問若しくは他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰又は武力紛争による被害者である児童の回復及び社会復帰を促進するためのすべての適当な措置をとる（第三十九条）。

(二) 締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が尊厳及び価値についての意識を促進させるような方法等を取り扱われる権利を認める（第四十条）。

3 条約と国内法及び他の国際法との関係

この条約のいかなる規定も、締約国の法律及び締約国について効力を有する国際法に含まれる規定であって、児童の権利の実現に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない（第四十一条）。

4 条約の広報義務

締約国は、この条約の原則及び規定を成人及び児童のいづれにも広く知らせることを約束する（第四十二条）。

5 委員会の設置等

(1) この条約において負う義務の履行の達成に関する締約国による進捗の状況を審査するため、児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する（第四十三条）。

(2) 締約国は、この条約において認められる権利の実現のためにとった措置等に関する報告を国連事務総長を通じて委員会に提出することを約束する（第四十四条）。

(3) 委員会は、専門機関及び国連児童基金その他の国連の機関からこの条約の実施についての報告を提出するよう要請することができる。また、委員会は、提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる（第四十五条）。

6 最終条項

署名、批准、加入、効力発生、改正、留保等について規定している（第四十六条から第五十四条まで）。

平成六年度福島県健康推進学校表彰式

平成六年度福島県健康推進学校表彰式は八月三十一日（水）福島市の杉妻会館百合の間で行われました。

健康推進学校表彰の審査は各教育事務所から推薦された学校のうち特に家庭・地域との連携が図られ、計画的、組織的に健康推進活動を実践しているかについて行われました。

表彰式では、審査委員を代表して岩谷敬恒福島県小学校長会長から審査結果が報告され、続いて新妻威男県教育長が、優秀校に選ばれた山都町立山都第一小学校ほか二校に県教育長賞の賞状と盾を贈り表彰いたしました。さらに、小学校優秀校には長谷福島支局長から朝日新聞社長賞、中学校の優秀校には高橋福島総局長から河北新報社賞が贈られました。

受賞校を代表して、霊山町立大石小学校児童会保健委員会委員長の大橋夏美さんがお礼のことばに引き続き、今後の健康推進活動への積極的な取り組みについて決意を表明しました。

なお、優秀三校、努力校三校は次のとおりです。

○優秀校
小学校の部
中規模校
山都町立山都第一小学校
小規模校

霊山町立大石小学校

中学校の部（規模別なし）

本宮町立本宮第一中学校

○努力校

小学校の部

小規模校

会津高田町立永井野小学校

下郷町立江川小学校

中学校の部

福島市立福島第一中学校

